

著作物の論評における名誉毀損と著作者人格権

——「運鈍根の男」事件——

東京高等裁判所平成14年11月27日判決
平成14年(ネ)第2205号 著作権侵害等請求控訴事件
控訴棄却(確定) 判例時報1814号140頁

上野達弘*

【要旨】

古河市兵衛に関する書籍において、伊庭貞剛に関する新聞記事を引用して論評・批判した記述について、新聞記事の著作者である新聞社に対するみなし著作者人格権侵害(著作権法113条5項)及び名誉毀損が否定された事案。他の評釈等として、岡 邦俊・JCA ジャーナル50巻7号77頁(2003年)がある。

<参照条文>著作権法113条5項、民法709条

【事実】

1. X 新聞記事

X(原告・控訴人：株式会社日本経済新聞社)は、1999年5月10日発行の日本経済新聞23面に「20世紀 日本の経済人⑨挑戦編『伊庭貞剛』」と題する新聞記事(X新聞記事。添付資料参照)を掲載して発行した者であり、その著作者である。

X新聞記事は、別子銅山の第一鉱業主である住友の総理事、伊庭貞剛を取り上げたものである。同記事は、伊庭が、煙害問題に対応するため別子銅山の製錬所を無人島の四阪島に移したことなどを紹介することにより、同人が田中正造にも賞賛された人格者であると評価するもの

である。具体的には以下の通りである。

(1) 伊庭について、「彼の最大の事績は、住友の命運がかかった別子銅山の紛争を見事に収めたことだ。田中正造も称賛した公害への真摯(しんし)な対応は、植林という自然回復のテーマを含み、来世紀に確かなメッセージを発信している」と述べている。また、記事中央には、「別子銅山の紛争を解決」「公害対策進め、植林始める」といった見出しが掲げられている。

(2) 田中の演説を引用して、「『関西地方の方々が多く鉱山の模範としてご覧になるのは、伊予の別子銅山で(中略)足尾銅山とは天地の差があるので、実に何とも譬(たと)え較(くら)べ合いのならぬ程の事情がある(中略)別子銅山は、第一鉱業主は住友である。それゆえ社会の事理人情を知っておる者で、己が金を儲(もう)けさえすれば宜(よろ)しいものだというような、そういう間違いの考えを持たない』義人田中が手放しで称賛するほどに、この山を改革したのが伊庭貞剛である」と述べている。

2. Y 書籍

Y₁(被告・被控訴人：砂川幸雄)は『運鈍根

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 成城大学法学部専任講師 Tatsuhiro UENO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の男『古河市兵衛の生涯』と題する書籍（Y書籍）を執筆し、Y₂（被告・被控訴人：株式会社晶文社）がこれを発行した。

Y書籍は、「鉦山王」と呼ばれ、古河財閥の基礎を築いた明治の実業家、古河市兵衛の伝記である。同書は、我が国で最初の公害問題とされる足尾鉦山の鉦毒問題に関し、被害者側の運動家としての田中正造は高く評価されているのに、加害者側というべき立場の古河は「悪の権化」と見なされたままほとんど注目されていないという一般の認識に疑問を抱き、同人がとった公害防止対策が迅速かつ適切であったことや、当時住友の別子銅山等においては足尾銅山よりもむしろ多量の鉦毒が排出されていたことなどを紹介することにより、同人の再評価を試みたものである。

Y書籍がX新聞記事について述べているのは、同書の第6章「田中正造と古河市兵衛」である（添付資料参照）。具体的には以下のとおりである。

(1) 記述 (1)

「まことに不思議な新聞記事を見て私はびっくりした」と述べた上で、「その写真説明文は『煙害問題に対応するため別子銅山の製錬所を無人島の四阪島に移した』となっているのである」などとX新聞記事を引用してその内容を紹介し、「この説明にはまったく嘘はない」としながらも、「しかし、読者は疑いなくこれで住友の煙害問題は解決したと信ずるはずである」とし、「『住友』の場合、被害農民への損害賠償の支払いまでに、被害の発生から17年もの月日がかかったことになる。これに反して『古河』の場合は、前述したように、直接交渉による賠償金の妥結は2年後には実現していたし、政府も田中正造が動き出す前から被害調査を始め、正造らの訴えに答えて極めて短期間に公害防止工事を命じ、加害者である市兵衛は何一つ異議を唱えず命令に従った。実に見事な対応ぶりだったと

いえないだろうか」と述べている。

(2) 記述 (2)

① 「『日本経済新聞』の記事は、田中正造が議会に提出した質問書（明治34年3月23日）からの、次の引用文ではじまっている」として田中正造の発言を引用した後、「そして記事は『義人田中が手放して称賛するほどに、この山を改革したのが伊庭貞剛である』とつづいている」としてX新聞記事の内容を紹介した上で、「しかし、右の正造の言葉には何一つ真実が見当たらない。足尾は、生産技術においても生産量においても別子の上を行っており、『天地の差』などあるはずがなかったし、足尾の鉦毒問題に熱中していた正造が、住友の重役の人格まで知っているはずもなかった」と述べている。

② 「この記事はまた、伊庭が『まったく精神の腐敗にもとづく』住友の内紛を解決した、と説明している」とX新聞記事の内容を紹介した上で、「この当時までに古河で内紛があったという資料は何一つないことからいっても、正造の主張は全く根拠がないということが出来る」と述べている。

③ 「公害の被害者の立場から言えば、加害企業の親玉を敵にし、戦闘意欲を沸かそうするのは当然である。正造としては古河市兵衛をつねに悪玉に仕立てておく必要があった。だから時にはつくり話も必要だったかもしれない。しかし、田中正造がいくら尊敬に値する人物だからといって、彼が戦略的につくったデタラメの話まで、何十万という新聞の読者に真実らしく報道するのは罪づくりではないか。古河系の会社関係者はこの記事を読んで何と思うだろうか」と述べている。

3. 訴訟経緯

本件は、Xが、Y書籍中の記述(1)及び(2)は、Xの名誉又は声望を害する方法によりX新聞記事を利用し、又はXの名誉を毀損するもので

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あると主張して、主的にみなし著作者人格権侵害(著作権法113条5項)に基づき、予備的に名誉毀損の不法行為に基づき、Y₂に対し、Y書籍の頒布等の差止め等を求めるとともに、Yらに対し、謝罪広告の掲載及び損害賠償の支払を求めた事案である。

第一審判決(東京地判平成14年3月26日)はXの請求を棄却した。すなわち、「他人の言動、創作等について意見ないし論評を表明する行為がその者の客観的な社会的評価を低下させることがあっても、その行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであり、かつ、意見ないし論評の前提となっている事実の主要な点につき真実であることの証明があるときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するものでない限り、名誉毀損としての違法性を欠くと解される……。そして、意見ないし論評が他人の著作物に関するものである場合には、上記著作物の内容自体が意見ないし論評の前提となっている事実当たるから、当該意見ないし論評における他人の著作物の引用紹介が全体として正確性を欠くものでなければ、前提となっている事実が真実でないとの理由で当該意見ないし論評が違法となることはないものと解すべきである……。そして、以上の法理により意見ないし論評が名誉毀損とならない場合は著作権法113条5項が規定する名誉声望毀損行為も成立しないものというべきである」としたうえで、本件記述(1)及び(2)は、「名誉毀損としての違法性を欠くものと解され、著作権法113条5項が規定する名誉声望毀損行為も成立しないものというべきである」と判示したのである。

X 控訴。

【判 旨】

控訴棄却(確定)。

1. 主位的請求(みなし著作者人格権侵害)

「著作権法113条5項の規定が、著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為を著作者人格権の侵害とみなすと定めているのは、著作者の民法上の名誉権の保護とは別に、その著作物の利用行為という側面から、著作者の名誉又は声望を保つ権利を実質的に保護する趣旨に出たものであることに照らせば、同項所定の著作者人格権侵害の成否は、他人の著作物の利用態様に着目して、当該著作物利用行為が、社会的に見て、著作者の名誉又は声望を害するおそれがあると認められるような行為であるか否かによって決せられるべきである。したがって、他人の言語の著作物の一部を引用して利用した場合において、殊更に前後の文脈を無視して断片的な引用のつぎはぎを行うことにより、引用された著作物の趣旨をゆがめ、その内容を誤解させるような態様でこれを利用したときは、同一性保持権の侵害の成否の点はさておき、これに接した一般読者の普通の注意と読み方を基準として、そのような利用態様のゆえに、引用された著作物の著作者の名誉又は声望が害されるおそれがあると認められる限り、同項所定の著作者人格権の侵害となることはあり得るが、その引用自体、全体として正確性を欠くものでなく、前後の文脈等に照らして、当該著作物の趣旨を損なうとはいえないときは、他人の著作物の利用態様により著作者の名誉又は声望を害するおそれがあるとはいえないのであるから、当該引用された著作物の内容を批判、非難する内容を含むものであったとしても、同項所定の著作者人格権の侵害には当たらないと解すべきである。」

(1) 記述(1)

「……X新聞記事中には、『ただ、伊庭の意に反して移転は煙害の完全な解決にはならず、その除去には操業から三十五年もかかった』との記載があり、X新聞記事の記載を全体として読

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

めば、別子銅山の煙害問題が決して簡単に解決されたものでないことが理解される内容である。そうすると、X 新聞記事の上記記載部分を引用していない Y 書籍の記述(1)には、その読者に、X 新聞記事の正確な内容について誤解を生じさせかねない面がないとはいえない。

しかし……記述(1)では、上記のとおり、その引用する X 新聞記事の内容に『まったく嘘はない』ことをわざわざ明言しているのであるから、記述(1)の引用紹介において、別子銅山の煙害問題が決して簡単に解決されたものでないとする X 新聞記事の上記内容が正確に表れていないとしても、Y 書籍に接する一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えた場合、当時の鉱毒問題は足尾銅山に固有の問題ではなく、他の大手の銅山においても深刻な公害問題が存在していたという事実を認識し、足尾鉱毒問題でいわば敵役となった古河市兵衛が真しにこれに対処したという著者の主張を理解するにとどまり、更に進んで、X 新聞記事の内容が虚偽であるとか、信用することができないといった印象を与えるものとはいえず、記述(1)を読む読者とすれば、日本経済新聞が間違った記事を書いた、すなわち誤報をしたと思いつくのは当然であるとする X の主張は失当である。したがって、記述(1)における X 新聞記事の引用は、社会的に見て、著作者の名誉又は声望を害するおそれがある行為とは認められず、X の名誉又は声望を害する方法による著作物利用行為には当たらないというべきである。」

(2) 記述 (2)

「記述(2)における X 新聞記事の引用は、X 新聞記事の趣旨をゆがめたり、その内容を誤解させるような態様で行われているものではなく、むしろ、X 新聞記事が、田中正造の演説に依拠する形で伊庭貞剛の評価を行っていることを正確に示しつつ、そのような評価の在り方を批判しているにすぎない。」

「上記①、②の記述部分に関していえば、いずれも『正造の言葉』ないし『正造の主張』に真実ないし根拠がないと主張しているものであって、この記述に接した一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えた場合、X の名誉又は声望を害するおそれがある引用方法とはいえない。

また、上記③の記述部分は、上記①、②の主張を踏まえて、そのような内容の田中正造の主張に依拠して伊庭貞剛を賞賛する X 新聞記事への批判へと論旨を進めているものであり、ここでは、批判、非難の対象は X に向けられているが、著作者人格権の侵害を生じさせるものではないことは前示のとおりである。

そうすると、後記 2. で検討する名誉毀損の不法行為の成否は別論として、記述(2)における Y 新聞記事の引用も、X の名誉又は声望を害する方法による著作物利用行為には当たらないというべきである。」

2. 予備的請求（名誉毀損の不法行為）

(1) 一般論

「一般に、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合には、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くというべきである……。そして、意見ないし論評が他人の著作物に関するものである場合には、その著作物の内容自体が意見ないし論評の前提となっている事実にあつたから、当該意見ないし論評における他人の著作物の引用紹介が全体として正確性を欠くものでなければ、前提となっている事実が真実でないとの理由で当該意見ないし論評が違法となる

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことはないものと解すべきである……。」

「本件において、Y 書籍の本件記述部分、すなわち、『彼(注、田中正造)が戦略的につくったデタラメの話まで、何十万という新聞の読者に真実らしく報道するのは罪づくりではないか』との部分が、田中正造の主張には根拠がないと考える Y₁ の認識に基づいて、そのような内容の田中正造の主張に依拠して伊庭貞剛を賞賛する X 新聞記事を批判、非難する意見ないし論評を表明するものであることは、前示のとおりである。そして、当該意見ないし論評の基礎として前提にしている事実は、X 新聞記事の内容自体、すなわち、同記事が田中正造の主張に依拠して伊庭貞剛を賞賛しているという記載内容にほかならない。したがって、X 新聞記事がそのような内容であるとの引用紹介が全体として正確性を欠くものでなければ、前提となっている事実が真実でないとの理由で当該意見ないし論評が違法となることはないというべきである。」

(2) あてはめ

① 公益目的：「まず、本件記述部分が、古河市兵衛の再評価を行うとともに、これに関連して、足尾銅山以外の鉱山の公害の実態を再検討しようという学術的な意図に基づくものであることは、前記……の認定から明らかであり、他方、X 新聞記事の掲載された媒体である日本経済新聞は、発行部数300万部を超える、我が国を代表する日刊新聞の一つとしてその信頼性について各方面から高い評価を得ているものである……から、このような新聞に掲載された X 新聞記事について、上記の問題意識に基づいて行う意見ないし論評の表明は、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。」

② 前提事実：「次に、Y 書籍の記述(2)において、X 新聞記事の引用が全体として正確に行われていることは、X も自認するところであり、かつ、前記……の認定からも明らかである。」

③ 論評態様：「Y₁ の……問題意識……からすれば、田中正造の主張に専ら依拠する形で足尾銅山の同業他社(伊庭貞剛)を賞賛する X 新聞記事の論旨に疑問を感じ、これを批判的に取り上げざるを得ないことは、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにある健全な言論活動の範囲内として当然のことと理解されるものであり、その具体的な表現態様を含め、人身攻撃に及ぶようなものではないことはもとより、意見ないし論評としての域を逸脱したものとは到底いえない。」

【研究】

A はじめに

本件は、他人の新聞記事を引用して論評する書籍中の記述が、みなし著作者人格権侵害(著作権法113条5項)及び名誉毀損に当たるかどうか問題になった事例である。

他人の著作物を引用すること自体は、それが「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」である場合、著作権の侵害にならない(著作権法32条1項)¹⁾。また、改変がない限り同一性保持権(著作権法20条)の侵害にもならない。本件で、みなし著作者人格権侵害及び名誉毀損が主張されたのは、こうした事情によるものと考えられる。以下、この2点について順に検討をすすめる。

B みなし著作者人格権侵害

1. 制定法

(1) 著作権法

著作権法113条5項²⁾は、「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす」と規定している。著作者人格権侵害とみなす規定であるから、著作者人格権の侵害に当たる行為がなされている場合は、同項を適用す

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る意味は特になく、とりわけ、同一性保持権の侵害に当たるような著作物の改変がなされている場合は、たとえそれが「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」であるとしても、同項を適用する意味はない。同項がもっとも存在意義を發揮するのは、著作物がまったく改変されていない場合であっても、「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」といえる場合は、著作者人格権侵害とみなされるところにある。

その立法趣旨は、「著作物を創作した著作者の創作意図を外れた利用をされることによってその創作意図に疑いを抱かせたり、あるいは著作物に表現されている芸術的価値を非常に損なうような形で著作物が利用されたりすることを防ぐことにある」とされる³⁾。

(2) ベルヌ条約

この規定は、ベルヌ条約6条の2〔著作者人格権〕に由来する。同条は、「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する」と規定している。このうち「又は著作物に対するその他の侵害」(or other derogatory action in relation to, the said work) という文言が著作権法113条5項に相当する⁴⁾。この部分は、ベルヌ条約6条の2がローマ改正会議(1928年)においてはじめて設けられた時点では存在せず、ブラッセル改正会議(1948年)において追加された文言である。この改正の理由は、「著作者の名誉または声望を害するおそれがあるのは、変更、切除または修正だけではないことを強調するためである」というものであった⁵⁾。

他方、ベルヌ条約6条の2の「名誉又は声望を害するおそれのある」という文言が示してい

る要件(いわゆる名誉声望要件)は、「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害」のすべてに係ると解釈するのが通説であるから⁶⁾、「著作物に対するその他の侵害」についても、著作者の「名誉又は声望を害するおそれのあるもの」に対して異議を申し立てる権利を設けることがベルヌ条約上の義務になっていると解することができる。

(3) 日本法における位置づけ

我が国の現行著作権法の立法過程において主として参考にされたのが、このベルヌ条約ブラッセル規定である。これにより、著作者人格権(著作権法18~20条)が規定される一方で、「その他の侵害」に対する権利が著作権法113条2項(現5項)に設けられた。もっとも、ベルヌ条約上の「その他の侵害」に対する権利を国内法化するにあたっては、これを同一性保持権の一部に含めて規定する手法もあったはずである。ベルヌ条約6条の2の文言からすれば、むしろこの手法のほうが自然というべきであろう。実際のところ、ドイツ著作権法(1965年)はそのような手法を採用しているし⁷⁾、我が国著作権法の立法過程においても、当初の法案においては、「その他の侵害」を同一性保持権の直接の射程に含める手法がとられていた⁸⁾。

ところが、現行著作権法は、ベルヌ条約上の「その他の侵害」に対する権利を、著作者人格権そのものには含めず、みなし侵害(著作権法113条)として規定する手法を最終的に採用した。いわば二重構造(著作者人格権+みなし侵害)となっているのである⁹⁾。ただ、そこで一貫しているのは、名誉声望要件の取扱いである。すなわち、我が国著作権法における著作者人格権の規定(著作権法18~20条)には、ベルヌ条約6条の2における「名誉又は声望を害するおそれのある」という名誉声望要件を設けていない。すなわち、著作者の名誉声望が害されていない場合であっても、著作者の「意に反」する改変

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

があれば同一性保持権の侵害となり得る。その意味で、我が国の著作権者人格権は、ベルヌ条約6条の2が定める保護レベルを超える「ベルヌプラス」の規定である¹⁰⁾。これに対して、著作物の改変がない場合（「その他の侵害」）は、我が国著作権法においても名誉声望要件が課されており、「著作者の名誉又は声望を害する方法によ」る場合でなければ著作権者人格権侵害にならない（著作権法113条5項）。このように、著作物の改変については名誉声望要件を課さないものとする一方で、「その他の侵害」については「名誉又は声望を害する」ことを要件として侵害となるという方針が、現行法の立法過程におけるすべての法案に一貫していたのである¹¹⁾。

2. 従来 of 議論

次に、著作権法113条5項をめぐる従来 of 議論を概観しておきたい。

(1) 制定法 of 文言

① 「名誉又は声望」

まず、同項にいう「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」とは、「社会的にみて著作者の名誉・声望を害するおそれがあると認められるような行為」と解釈されている¹²⁾。そのため、主観的な名誉感情は含まれないものと解される¹³⁾。このことは、同項の侵害が肯定されれば差止請求の対象になる（著作権法112条）とともに、刑事罰も科される（著作権法119条1号）ことから、「名誉又は声望」は客観的なものであるべきだという観点から正当化することができよう¹⁴⁾。

② 「方法」

次に、同項が「著作者の名誉又は声望を害する方法」としていることは、名誉声望が具体的に害されたことまでは必要でなく、抽象的に名誉声望を害するおそれがあると認められる行為であることで足りることを意味するものと解されている¹⁵⁾。

また、「方法」という文言が用いられていることから、名誉声望を害するおそれがあるかどうかの判断は、著作物 of 利用行為それ自体（例：演奏、複製）のみを限定的に対象とするのではなく、利用行為に付随する行為を含めて、利用の方法ないし態様（例：演奏環境や揭示場所、引用に伴う解説）を対象として、それが名誉声望を害するおそれのあるものかどうかを問題にしていると考えられよう。

③ 「その著作物を利用」

更に、同項が対象としているのは「その著作物を利用する行為」である。したがって、「その著作物を利用」しているとはいえないような場合は適用されない。すなわち、たとえ何らかの言辞によって著作者の名誉声望を害するおそれが生じたとしても、その際に、著作物 of 利用行為がなされていない場合や¹⁶⁾、利用されたものが「その著作物」でない場合（類似性が否定される場合、利用された部分に著作物性が認められない場合）には¹⁷⁾、同項は適用されないことになる。このようにしないと、著作者の名誉声望を害するような言辞等がすべて同項に基づき著作権者人格権の侵害とみなされてしまうことになるため、著作権法は著作物 of 利用という場面に限定したものと考えられる¹⁸⁾。

(2) 具体例

同項が適用される具体例として挙げられてきたのは、「芸術写真である裸体画を複製してボード劇場 of 立て看板に使う」場合、「文学作品を多くの広告と一緒に出版する」場合、「芸術的な価値の高い美術作品を名もない物品 of 包装紙に複製する」場合、あるいは「極めて荘厳な宗教音楽を喜劇用 of 楽曲と合体して演奏する」場合などである¹⁹⁾、²⁰⁾。もっとも、これらが常に同項 of 適用される事例といえるかどうかは疑問なしとしないが²¹⁾、ここではそれら of 行為 of 具体的態様が「社会的にみて著作者の名誉・声望を害するおそれがある」場合を念頭に置いているものと



図1

理解すべきであろう。

現実の例としては、被告出版社が募集し原告が応募した川柳「警察官 民間人に逮捕され」を掲載する際に無断で添えられた挿絵（図1参照）が、原告の創作意図を無視する幼稚・低級なものであるとして著作者人格権侵害が主張された事例（東京地判昭和47年9月27日和解事件）がある²²⁾。この事案は、著作物それ自体には改変が加えられていないという点で、同項の適用が問題になるべき事案といえよう。もっとも、この事案では同項に基づく主張がなされたわけではないようである²³⁾。

また、原告アマチュア史家の撮影した紀伊半島・熊野地方の石垣の写真が、青森県津軽中山に存在したとされる邪馬台城跡の写真であるという虚偽の説明を付して書籍に掲載された事案がある（仙台高判平成9年1月30日知的裁集29巻1号89頁〔「猪垣写真著作権」事件：控訴審〕）。判決は、「事実と異なる右説明の下に本件写真を掲載した点で同一性保持権をも侵害するというべきである」と述べて同一性保持権侵害を肯定したが、この事案では写真それ自体に対する改変はなされておらず、むしろ著作権法113条5項（当時3項）の適用が問題になるべき事案であったように思われる²⁴⁾。

他方、被告のテレビドラマが原告著作物の翻案権、放送権及び同一性保持権を侵害するとさ

れた事案において、「原告著作物の基本的ストーリー、表現内容又は表題の変更は、原告著作物についての原告の創作意図に反する利用である」として著作権法113条3項（現5項）に基づく侵害もあわせて肯定された裁判例がある（東京地判平成5年8月30日知的裁集25巻2号310頁〔目覚め事件・第一審〕、東京高判平成8年4月16日知的裁集28巻2号271頁〔目覚め事件・控訴審〕）。しかし、この事案では著作物の改変があり、同一性保持権の侵害も認められているのであるから、同項を適用する必要がある典型例ではなかったように思われる²⁵⁾。

そのほか、従来の裁判例においては、同項の適用を否定したものが少なからず存在する²⁶⁾。このようにみえてくると、同項の適用が問題となる典型例において同項に基づく侵害を肯定した裁判例というのは、いまだ現れていないように思われる²⁷⁾。

3. 本判決の検討

本件は、他人の著作物を引用して論評する場面において、著作権法113条5項の適用が問題になったものである。そこでは、著作物性のある部分の引用が行われている反面、同一性保持権侵害に当たるような著作物の改変はないから、その意味で、本件は同項の適用が問題になる典型例といえよう。

そのような中、本判決は、「同項所定の著作者人格権侵害の成否は、他人の著作物の利用態様に着目して、当該著作物利用行為が、社会的に見て、著作者の名誉又は声望を害するおそれがあると認められるような行為であるか否かによって決せられるべきである」との一般論を示した上で、結論として同項の適用を否定したものである。

前記のように、同項がベルヌ条約6条の2における「著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て異議を申し立てる権利」を、名誉声望要件を課しつつ国内法化したものであるという経緯からすれば、本判決が一般論として示した「著作者の名誉又は声望を害するおそれがあると認められるような行為であるか否かによって決せられるべき」という解釈はこれに沿うものと理解できる。

他方、著作権法113条5項と名誉毀損との関係については、以下の点だけ指摘しておきたい。本件の原判決は、判断の順番として、まず名誉毀損の成否を審査している。そして、その結果、「名誉毀損とならない場合は著作権法113条5項が規定する名誉声望毀損行為も成立しないものというべきである」と述べている。すなわち、名誉毀損の成否と著作権法113条5項の適用をリンクさせていたのである。このような立場は、すでに東京高判平成5年12月1日判例速報134号〔「諸君！」事件（本田勝一反論権事件）：控訴審〕によって示されていたものであり^{28),29)}、本件の原判決はこれに従ったものと推測される。

ところが、本判決はこうした立場に対する批判を基礎としている³⁰⁾。すなわち、「著作権法113条5項は……著作物の利用行為に着目した規定であって、名誉毀損の不法行為の成否とは場面を異にする」として、両判断を別々に行っているのである。これは、著作権法113条5項と名誉毀損とは「重なり合う部分がないとはいえない」としながら、「その要件も異なる」という立場に基づく³¹⁾。

ただ、ここでいわれている「重なり合う部分」や、「場面を異にする」「要件も異なる」というのは、具体的にどのような場面を念頭に置いているのか、必ずしも十分に明らかとはいえないように思われる。

確かに、前記のとおり(2(1)③)、著作権法113条5項の適用範囲は「著作物を利用」する場面に限定されているため、同項の適用を受けないような場合であっても、別途、それが名誉毀損

に当たり得ることは明らかであろう。ただ問題は、逆に、名誉毀損の判断において、公正な論評の法理等の理由により違法性が阻却され不法行為の成立が否定されるような場合であっても、別途、著作権法113条5項にいう侵害に当たるような場合がたとえ抽象的にでもあり得るかどうかである。もしそれを肯定するのであれば、名誉毀損による不法行為が違法性阻却されるにもかかわらず、著作者人格権侵害とみなされて差止の対象になるとともに、刑事罰も科されるということになるが、これはバランス上問題がありはしないであろうか。逆に、それを否定するのであれば、——すなわち、名誉毀損にはならないが同項に基づく侵害が肯定されるケースがあり得ないのだとすれば——、原判決のような判断手法の実害はどこにあると考えるべきなのであるか。なお検討すべき余地が残されているように思われる。

C 名誉毀損

1. 従来議論

「名誉」は、民法723条が、「他人ノ名誉ヲ毀損シタル者ニ対シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命スルコトヲ得」と規定していることから、当然に不法行為法上の保護対象と考えられている。そして、判例によれば、「民法723条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まないものと解するのが相当である」とされる（最判昭和45年12月18日民集24巻12号2151頁）。また、法人にも「無形の損害」に対する金銭賠償を認めた判例があるから（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁）、本件Xのように、法人も名誉毀損を主張することができる

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ものと解される。

もっとも、社会的名誉の保護は、憲法上保障された表現の自由、言論の自由としばしば衝突するため調整が必要となる。とりわけ、本件のように、ある事実を基礎としての意見ないし論評を表明する場合について、最高裁は、公務員の職務上の行為を対象とする論評がなされた事案で、いわゆる「公正な論評の法理」を示している（最二小判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁³²⁾、最一小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁³³⁾）。すなわち、「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである」と判示されたのである（最一小判平成元年12月21日）。

この法理は、その後の判決（最三小判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁³⁴⁾）によって更に拡張され、「仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である」と判示されている。

更に、本件のように、論評の対象が他人の著作物であるような場合については、「意見ないし論評が他人の著作物に関するものである場合には、右著作物の内容自体が意見ないし論評の前提となっている事実に当たるから、当該意見ないし論評における他人の著作物の引用紹介が全

体として正確性を欠くものでなければ、前提となっている事実が真実でないとの理由で当該意見ないし論評が違法となることはないものと解すべきである」とする判例がある（最二小判平成10年7月17日集民189号267頁〔「諸君！」事件：上告審³⁵⁾〕）。

2. 本判決の検討

本判決は、こうした従来の最高裁判例（最二小判昭和62年4月24日、最一小判平成元年12月21日、最三小判平成9年9月9日、最二小判平成10年7月17日）を引用しつつ、これに沿って一般論を示したものである。

もっとも、あてはめの段階においては、そもそも社会的評価の低下がなければ名誉毀損の問題になり得ない。ある記述の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う」というのが判例である（最二小判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁）。本判決は、これに沿って判断を示したものと解されるが、結論として社会的評価の低下を肯定したのは記述(2)中の③の部分にとどまり、他の部分については社会的評価の低下を否定している。すなわち、記述(1)については、「Y書籍に接する一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えた場合、……X新聞記事の内容が虚偽であるとか、信用することができないといった印象を与えるものとはいえない」としてこれを否定し、記述(2)①②の部分については、「いずれも『正造の言葉』ないし『正造の主張』に真実ないし根拠がないと主張しているものであって、この記述に接した一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えた場合、Xの名誉又は声望を害するおそれがある引用方法とはいえない」としてこれを否定しているのである。

他方、社会的評価の低下が肯定された記述(2)中の③において特に問題になった具体的表現は、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

「しかし、田中正造がいくら尊敬に価する人物だからといって、彼が戦略的につくったデタラメの話まで、何十万という新聞の読者に真実らしく報道するのは罪づくりではないか」という部分である。この部分について、本判決は、前記の法理に従って、①公益目的、②前提事実（引用の正確性）、③論評態様を検討した。このうちもっとも問題になるのは②であるが、Yによる論評の趣旨は、Yが「デタラメの話」と考える田中正造の主張に依拠して、X新聞記事が伊庭貞剛を賞賛していることを批判するという点にある。したがって、Yの論評が前提としている事実は、X新聞記事が田中正造の主張に依拠して伊庭貞剛を賞賛しているという記載内容で足りるということになる。そのような観点からすれば、記述(2)③の部分に限っては、X自身もYによる引用が正確であることを自認しており、そうである以上、この点に関する本判決の判断は理解できるものと考ええる。

注 記

- 1) 引用の要件をめぐる従来の議論とその再検討については、上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫先生古稀記念（法学書院、2003年）307頁参照。
- 2) 現行著作権法113条5項は、平成11年改正（平成11年法律77号）までは同条3項であり、昭和60年改正（昭和60年法律62号）までは同条2項であった。
- 3) 加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、四訂新版、2003年）653頁参照。
- 4) 加戸・前掲注3）654頁参照。
- 5) WIPO＝黒川徳太郎訳『ベルヌ条約逐条解説』（著作権資料協会、1979年）47頁参照。
- 6) これをめぐる諸説がある（詳細は、上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察（一）——ドイツ著作権法における『利益衡量』からの示唆——」民商法雑誌120巻4・5号758頁、760頁注29〔1999年〕参照）。
- 7) ドイツ著作権法14条は、「著作者は、自己の著作物の改変、又はその他の侵害で、著作物に関する自己の正当なる精神的又は人格的利益を害するおそれのあるものを禁止する権利を有する」と定めており、「その他の侵害」に対する権利も改変禁止権（日本法の同一性保持権に相当）の一部としている（上野・前掲注6）770頁以下参照）。
- 8) 最初の法案である昭和41年法案においては、その12条〔改変等禁止権〕で、「著作者は、その著作物又はその著作物の題号の改変、切除その他の変更（以下「改変等」という。）及び著作者の名誉声望を害する方法によるその著作物の使用を禁止する権利を有する」と規定されており、「その他の侵害」は改変等禁止権の内容とされていた（昭和43年法案21条も同旨）。『著作権法改正の諸問題——著作権法案を中心として——』（国立国会図書館調査立法考査局、1970年）145頁〔内田晋執筆〕参照。
- 9) その趣旨は必ずしも明らかでないが、みなし著作者人格権侵害を、同一性保持権のみにかかわるものではなく、著作者人格権一般にかかわるものとして規定することになったものと考えられる（加戸・前掲注3）652頁は、「……著作者人格権のうち、公表権・氏名表示権・同一性保持権のいずれを侵害するのかわりに明記してありません。強いていえば同一性保持権に近い性格のものですけれども、そういう三つのパターンを包括した著作者人格権という精神的な権利の侵害と同様なものとみなす特殊な規定の仕方をしております」とする）。
- 10) 著作権研究23号52頁（1997年）〔加戸発言〕等参照（これをめぐる議論の詳細は、上野・前掲注6）759頁、761頁注31、32参照）。
- 11) 文部省文化局試案19条、昭和41年法案12条、昭和43年法案21条、昭和44年法案20条、同113条2項参照。
- 12) 加戸・前掲注3）654頁参照（田村善之『著作権法概説』〔有斐閣、第二版、2001年〕452頁、小泉直樹「著作者人格権」民商法雑誌116巻4・5巻602頁〔1997年〕、金井重彦＝小倉秀夫編著『著作権法コンメンタル・下巻』〔東京布井出版、2002年〕

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

238頁〔岡村久道執筆〕も同旨)。

- 13) あくまで謝罪広告を認めるための要件として論じたものであるが、名誉回復等の措置を定めた旧著作権法36条の2(現行法115条に相当)における「名誉声望」という文言の解釈について、最判昭和61年5月30日民集40巻4号725頁〔パロディ＝モンタージュ事件・第二次上告審〕は、民法723条に関する判例(最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁)を引用して、「著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すもの」と判示している。
- 14) 田村・前掲注12) 452頁も同旨。
- 15) 加戸・前掲注3) 654頁は、「具体的に著作者の名誉・声望が害されたことを立証する必要はございませんで、社会的にみて著作者の名誉・声望を害するおそれがあると認められるような行為であれば足りる」と述べる(前掲注12) 238頁『著作権法コンメンタル・下巻』〔岡村執筆〕も同旨)。
- 16) 大阪高判昭和53年7月20日最新著判II①巻810頁〔籠の鳥〕事件：控訴審)は、著作権法113条5項(当時同条2項)について、「右法条は、その著作物の利用をその要件の一つとするところ、右著作物の利用は、前記新法21条ないし28条の規定内容、同法19条の立法趣旨および規定内容等に顕現する著作権法の立法目的に照らし、……著作物そのものの全部又は一部の利用と解するのが相当である」としたうえで、映画「籠の鳥の唄」を自作、自演、自監督で製作したと虚偽の事実を、これに主演した俳優が公言したことについて、「亡嘉次郎の右記述の態様およびその内容が、本件映画の脚本および右映画そのものの利用でないことは明らかである」として、著作権法113条2項(現5項)の適用を否定した(ただし、原作者からの名誉毀損の成立は肯定)(和歌山地判昭和51年12月1日最新著判II①巻802頁〔籠の鳥〕事件・第一審)、最判昭和54年6月12日最新著判II①巻818頁〔籠の鳥〕事件・上告審)も参照)。
- 17) 東京高判昭和58年6月30日無体裁集15号2巻586頁〔半導体工業用露光装置事件：控訴審〕は、原理ないし条件そのものは著作物性がなく、「控訴

人の『著作物』を『引用して利用』したことにならないから」という理由で、著作権及び著作者人格権の侵害、ならびに著作権法113条2項(現5項)に基づく侵害を否定した。

また、水戸地龍ヶ崎支判平成11年5月17日判タ1031号235頁〔飛鳥昭雄の大真実!?〕事件)は、書籍『飛鳥昭雄の大真実!?〕における、「飛鳥氏の信用も1998年8月までとなくなってしまった」、「サイエンス・エンターテイナーという肩書きを返上してはいかがだろうか?」等の記述について、「批評的意見を述べたものであって原告の著作物を引用しているものとはいえない」との理由で、著作権法113条3項(現5項)に基づく著作者人格権侵害を否定した。

- 18) 田村・前掲注12) 453頁は、「問題の行為が著作物の創作的表現を利用しているにも拘わらず(その意味で著作者の恩恵を享受しているにも拘わらず)、著作者の名誉、声望を害する行為であってはじめて、重い罰金額を課す119条1号の刑事罰の規律を正当化することができる」と解されるからである」とする。
- 19) 加戸・前掲注3) 653頁以下、『第六回国会衆議院文教委員会議録』17号(昭和44年5月14日)24頁〔安達健二発言〕参照)。
- 20) ほかに、著作物の改変があるとはいえない著作物の完全な破壊のうち、展示権者による著作物の展示に際して原作品に火を放ち又はハンマーでたたき壊す等の行為が、同項の侵害に該当し得ることを示唆する見解がある(小泉・前掲注12) 604頁参照)。また、伊藤真「著作者人格権の侵害行為」『裁判実務大系27巻知的財産関係訴訟法』(青林書院、1997年)306頁も参照)。
- 21) 前掲注12) 238頁『著作権法コンメンタル・下巻』〔岡村執筆〕も参照)。
- 22) 秋吉稔弘代表『著作権関係事件の研究』(判例時報社、1987年)235頁以下〔佐久間重吉執筆〕参照)。
- 23) 実際のところ、この事案において社会的名誉を害するおそれがあるかは疑問である(秋吉・前掲注22) 239頁〔佐久間執筆〕も、この事案について、一般論としては、著作権法113条2項(現5項)の主張も成立する余地があるとしながら、結論とし

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ては、みなし著作権者人格権侵害を肯定するのは困難であろうとする)。

- 24) 作花文雄『詳解著作権法』(ぎょうせい, 第二版, 2002年) 223頁注7も同旨。
- 25) また、横浜地判平成14年1月23日〔小児歯科学書籍事件：第一審〕は、小児歯科学の教科書書籍のうち神奈川県小児歯科学教室の講師により執筆された部分が、その改訂の際に教授及び助教授によって無断で内容が一部変更されたうえ、執筆者名も教授及び助教授として出版されたという事案で、第一審判決は、同一性保持権及び氏名表示権の侵害に加えて、平成4年当時の最新情報として記載した記述内容が平成11年4月に出版された改訂版においてもそのまま掲載されていることについて、著作権法113条5項に基づくみなし著作権侵害を肯定したが、東京高判平成14年7月16日〔小児歯科学書籍事件：控訴審〕は、同一性保持権及び氏名表示権の侵害は肯定したものの、同項の規定は、「著作者の創作意図を外れた利用をされることによって、その著作物の価値を大きく損ねるような形で利用されることをいう」としたうえで、改訂版の出版行為は、改訂前の出版と同様に教科書的な書籍として利用しようとするものであり、「上記規定が想定している場合には該当しないというべきであり」、「これは、むしろ、被控訴人が、その著作部分について、無断で改訂版を出版され、その氏名表示権及び同一性保持権を害されたことによる損害の中の一事情として考慮されれば足りる範囲の事柄であって、これをもって、著作者の名誉又は声望を害する著作物の利用行為とすることまではできないというべきである」として同項の適用を否定した(そして、慰謝料額については、「原判決の誤りは、認定された態様について、法令の当てはめの一部にあるにすぎない。慰謝料の額については、本件全資料に照らし、原判決と同様に、150万円とするのを相当と認める」とした)。
- 26) 注16)、注17)及び注25)に掲げられた裁判例に加えて、東京地判平成6年4月25日判時1509号130頁〔お城の定義事件〕(社会的に評価されていない教材に図面が利用されたことについて、「被

告書籍は学術書とはいえないものの、一般読者の知識、教養を高める目的で出版されているものであり、かつ、原告の氏名が表示されているわけでもないことからすれば、被告図面の利用が、原告井上の名誉、声望を著しく損う方法による利用であると認めるに足りない」などと述べて、著作権法113条3項(現5項)の適用を否定した事例)、東京地判昭和52年2月28日無休集9巻1号145頁〔映画「九州雑記」事件〕(「16ミリカラーフィルムを8ミリカラーフィルムに縮小したからといって、これを映写した場合を考えると、16ミリカラーフィルムで表現された著作者の創作意図に変更を及ぼし、ひいて著作者の人格的利益を害するものとは解されない」という理由で、名誉又は声望を害する方法によりこれを利用するものであるという原告の主張を排斥した事例)、東京高判平成5年12月1日判例速報134号〔「諸君！」事件(本田勝一反論権事件)：控訴審〕(評論において他人の著作物を引用した部分は、「公正な慣行に合致し、かつ、正当な範囲内にあるので、名誉毀損の不法行為としての違法性が阻却される」ことを理由に、著作権法113条3項(現5項)の適用を否定した事例)がある。

- 27) なお、東京地判昭和57年3月8日判時1038号266頁〔将門記事件〕が、同項に基づく損害賠償を肯定したものであると述べる見解があるが(紋谷暢男「将門記訓読事件」伊藤正己＝堀部政男編『マスコミ判例百選(第二版)』〔有斐閣、1985年〕195頁)、判決は同項に言及しておらず、著作権という「何人に本件訓読文の利用を許諾するかの自由を不当に侵害されたものとして」、それに「よって生じた精神的損害の賠償」として慰謝料を認定したにすぎない(むしろ「原告林の名誉を毀損したものである」として)ことから疑問が残る。
- 28) もっとも、同事件の上告審判決(最判平成10年7月17日判タ984号83頁〔「諸君！」事件(本田勝一反論権事件)：上告審])は、控訴審と異なる理由づけにより上告棄却している。すなわち、上告審判決は、問題となった掲載部分がそもそも元の著作物の「本質的な特徴を感得させる性質のもので

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

はない」という理由で同一性保持権侵害を否定したのである。したがって、上告審によれば、そもそも著作物の利用行為はないことになるから、著作権法113条5項にいう「その著作物を利用する行為」に当たらず、同項が適用されることはない(本文2(1)③参照)。したがって、最高裁は、同事件の控訴審が示した名誉毀損と著作権法113条3項(現5項)との関係について、何も判断を示していないと解するべきであろう(長沢・後掲注30)34頁も同旨)。

- 29) 田村・前掲注12)454頁注2は、「諸君！」事件の控訴審判決について、「たしかに、著作物の同一性を害さない場合にも違法性を肯定する条項である以上、一般の名誉毀損と取扱いを違える理由はないだろう」と、肯定的に述べている。
- 30) 実際のところ、本判決の担当判事が判決直後、「諸君！」事件の控訴審判決を批判する論考を公表している(長沢幸男「反論権訴訟控訴審判決の著作権法解釈——東京高裁平成5年12月1日——」L&T18号29頁,34頁〔2003年〕参照)。
- 31) 長沢・前掲注30)34頁参照。
- 32) 自由民主党が日本共産党の綱領と政府綱領提案を要約・比較して批判・論評する意見広告がサンケイ新聞に掲載された事案で、判決は、それが公共の利害に関する事実にかかり、その目的がもっぱら公益を図るもので、本件広告を全体として考察すると、政党間の批判・論評の域を逸脱したものであるとまではいえず、党綱領等の要約は主要な点において真実であることの証明があるとして、名誉毀損の成立を否定した事例。
- 33) 公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判を主題として、「教師としての能力自体を疑われるような『愚かな抵抗』」、「有害無能な教職員」等の表現とともに教師の氏名等を記載したピラを配付したという事案で、判決は、こ

れは公共の利害に関する事項についての批判・論評を主題とする意見表明であり、本件ピラを全体として考察すると、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱しているということもできず、またもっぱら公益を図る目的に出たものと認められ、本件ピラの主題が前提としている客観的事実は主要な点において真実であることの証明があるとして、名誉毀損の成立を否定した事例。

- 34) 殺人未遂の被疑者につき、関係者が「……は極悪人、死刑よ」と述べたなどとする新聞記事が掲載されたという事案で、判決は、これが犯罪を行ったとする事実の摘示であるとともに、同事実を前提にその行為の悪性を強調する意見・論評を公表したものであるとしたうえで、事件に関与したとの嫌疑が多数の報道により周知のものとなっていたとしても、嫌疑に係る犯罪事実そのものの存在を真実と信ずるにつき相当の理由があったか否かを問う必要があるとして、原審に差し戻した事例。
- 35) 書籍『ベトナムはどうなっているか?』の中で僧侶焼死事件をめぐるベトナム仏教会責任者が「色欲に絡む無理心中」と述べた発言を紹介したことに対して、本件焼死事件はベトナム政府の宗教政策に抗議する集団自殺であったとして、その執筆姿勢を批判する内容の文章を「諸君！」誌に掲載した事案で、判決は、本件評論部分は、全体として見れば、本件著作部分の内容をほぼ正確に伝えており、本件評論における本件著作部分の引用紹介が全体として正確性を欠くとまではいふことができず、その執筆・公表は、公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出たものであり、また、意見ないし論評としての域を逸脱するものであるともいえないとして、名誉毀損の成立を否定した事例。

2. Y 書 籍

記述(1) (173～174頁)

明治38(1905)年1月、瀬戸内海の四阪島にできた新製錬所が操業開始。新居浜の製錬所は廃止された。しかし、前年10月の試験操業の開始と同時に、対岸の村から煙害の苦情が出はじめ、本操業に入るとさらに広範囲の村々から「煙害防止か製錬所の廃止か」の叫び声が起こった。「被害地域は、新居浜製錬所当時よりもはるかに広い範囲にわたり、四阪島を中心にその半円内にある越智・周桑・新居・宇摩四郡の農村・山林地帯にまで拡大した」(『住友別子鉱山史』、住友金属鉱山株式会社、平成3年)。それまでは新居郡(現新居浜市)の範囲内にとどまっていた煙害が、四つの郡にまで拡まったのである。

ところで、右の事実に関連して、まことに不思議な新聞記事を見て私はびっくりした。『日本経済新聞』は平成11(1999)年の1月から「20世紀・日本の経済人」という大型連載記事を始めたが、その19回目に「住友」の伊庭貞剛をとりあげた(平成11年5月10日)。読者の目を引きつけるために使われた写真は四阪島の製錬所であるが、その写真説明文は「煙害問題に対応するため別子銅山の製錬所を無人島の四阪島に移した」となっているのである。この説明にはまったく嘘はない。しかし、読者は疑いなくこれで住友の煙害問題は解決したと信ずるはずである。本文も「彼(伊庭)が打った最大の(煙害)解決策は、巨費を投じて製錬所を……四阪島に移転したことであり」となっている。しかし、『住友別子鉱山史』に書かれた事実は、以下のとおりなのである。

明治41(1908)年8月、愛媛県知事の勧告で、住友本社から中田錦吉理事が被害地の越智郡富田村(現在今治市)に視察に赴くと、殺気だった農民1000余人は一行に向かって喚声をあげ、夜には宿舎を包囲し、視察3日目には5000人余の農民が大会を開いて「煙害除害同盟会」を組織し、4日目には食糧や鍋釜、薪炭類を数十台の荷車で満載して、夜を徹して住友支店のある新居浜にデモ行進をした。

さまざまな経過の後、大浦兼武農商大臣の調停によって、農民側と住友側の最初の賠償契約が結ばれた。明治43年(1910)年11月のことである。その内容は、住友は明治43年までの過去3年分として23万9000円を、44年以降は毎年7万7000円を、賠償金として農民側に支払う、というものである。この契約により、住友は1年間の製錬鉱量を20万6250トンに、農作上重要な30日間については1日375トンに制限させられ、特に重要な10日間については製錬作業を中止しなければならなくなった。

「住友」の場合、被害農民への損害賠償の支払いまで

に、被害の発生から17年もの月日がかかったことになる。これに反して「古河」の場合は、前述したように、直接交渉による賠償金の妥結は2年後には実現していたし、政府も田中正造が動き出す前から被害調査を始め、正造らの訴えに答えて極めて短期間に公害防止工事を命じ、加害者である市兵衛は一つ異議を唱えず命令に従った。実に見事な対応ぶりだったといえないだろうか。

記述(2) (180～182頁)

前に少し触れた伊庭貞剛にかかわる『日本経済新聞』の記事は、田中正造が議会に提出した質問書(明治34年3月23日)からの、次の引用文ではじまっている。

「(別子銅山は)足尾銅山とは天地の差があるので、実に何とも譬え較べ合いのならぬ程の事情がある。……別子銅山は、第一鉱業主は住友である(伊庭はその総理事だった)。それゆえ社会の事理人情を知っている者で、己が金を儲けさえすれば宜しいものだというような、そういう間違いの考えを持たない」

そして記事は「義人田中が手放しで称賛するほどに、この山を改革したのが伊庭貞剛である」とつづいている。しかし、右の正造の言葉には一つ真実が見当たらない。足尾は、生産技術においても生産量においても別子の上を行っており、「天地の差」などあるはずがなかったし、足尾の鉱毒問題に熱中していた正造が、住友の重役の人格まで知っているはずもなかった。鉱山業は十中八九は失敗するほど困難で、「金を儲けさえすれば宜しい」と考える人間にはとても手が出せない危険な事業なのである。

この記事はまた、伊庭が「まったく精神の腐敗にもとづく」住友の内紛を解決した、と説明している。ということは、住友の重役たちこそ、精神的に腐敗し、「社会の事理人情」を知らなかった人たちということになる。この当時までに古河で内紛があったという資料は何一つないことからいっても、正造の主張は全く根拠がないといえることができる。

公害の被害者の立場から言えば、加害企業の親玉を敵にし、戦闘意欲を沸かそうとするのは当然である。正造としては古河市兵衛をつねに悪玉に仕立てておく必要があった。だから時にはつくり話も必要だったかもしれない。しかし、田中正造がいくら尊敬に値する人物だからといって、彼が戦略的につくったデタラメの話まで、何十万という新聞の読者に真実らしく報道するのは罪づくりではないか。古河系の会社関係者はこの記事を読んで何と思うだろうか。

(原稿受領日 2003年10月5日)